大阪府　豊能町　茨木市
兵庫県　神戸市　洲本市　三木市　加西市　南あわじ市
奈良県　福崎町　神崎町
和歌山県　奈良市　橋本市　田辺市　岩出市
伊都かつらぎ町　有田川町　有田市
日高印南町　日高川町
鳥取県　鳥取市　倉吉市
島根県　松江市　出雲市　大田市
岡山県　邑智町　川本町　邑南町
広島県　津山市（旧苫田郡加茂町の区域に限る。）　新見市
勝田　勝央町
竹原市　尾道市　府中市　東広島市（旧賀茂郡河内町の区域に限る。）　廿日市
安芸太田町　北広島町
山口県　山県　世羅町
世羅　宇部市　山口市　萩市　防府市　光市　長門市　柳井市
徳島県　阿南市
勝浦　上勝町
那賀　那賀町
海部　美波町
喜多　内子町
愛媛県　高知県　高知市　安芸市　南国市　宿毛市　香美市
吾川　仁淀川町
高岡　四万十町
幡多　大月町　黒潮町
福岡県　筑紫　那珂川町
糟屋　篠栗町
遠賀　岡垣町
嘉穂　桂川町
朝倉　筑前町
三潴　大木町
八女　広川町
田川　香春町　赤村
京都　みやこ町
佐賀県　佐賀市（旧神埼郡三瀬村の区域に限る。）　唐津市　伊万里市　武雄市　小城市　嬉野市　神埼市
神埼　吉野ヶ里町
東松浦　玄海町
西松浦　有田町
藤津　太良町
長崎県　諫早市（平戸市町の区域に限る。）　松浦市　対馬市　壱岐市　五島市　雲仙市（旧南高来郡瑞穂町　南島原市
東彼杵　川棚町　波佐見町
熊本県　八代市　山鹿市　上天草市　宇城市　天草市
玉名　南関町
阿蘇　小国町
上益城　御船町
球磨　多良木町
天草　苓北町
大分県　大分市　豊後大野市（旧大野郡清川村の区域に限る。）
玖珠　九重町
宮崎県　宮崎市（旧宮崎郡清武町の区域に限る。）　串間市
西諸県　高原町
鹿児島県　鹿屋市　阿久根市　西之表市　志布志市　南九州市　伊佐市　始良市（旧始良郡加治木町の区域に限る。）
薩摩　さつま町
曽於　大崎町
肝属　南大隅町
熊毛　南種子町
大島　龍郷町
沖縄県　名護市

備考　この告示に掲げる市町村は、平成二十二年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第六百五十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十二年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	苫前	羽幌町
		初山別村
青森県	南津軽	大鰐町
		八幡平市
岩手県		岩手
		葛巻町
		岩手町
秋田県	山本	三種町
	南秋田	井川町
山形県	西村山	朝日町
福島県	郡山市	
	須賀川市	
	喜多方市	
	伊達市	
	河沼	会津坂下町
		柳津町
	大沼	三島町
		会津美里町
	沼田市	
群馬県	足柄上	山北町
神奈川県		山北
新潟県		糸魚川市
	中魚沼	津南町
富山県		富山市
		氷見市
石川県	鹿島	七尾市
		中能登町
	鳳珠	能登町